

地域医療支援病院の承認にあたっての留意事項の改正について

1 改正の内容

承認要件である紹介率を算定する際、分母となる初診患者の総数から除く「救急医療事業の患者数」について、県が定めた現行の留意事項は、二次救急病院の場合、輪番日に限定しているが、この限定をはずし、輪番日以外の患者も含むこととする。

2 改正の理由

現行の考え方は、輪番日に手を挙げ努力している病院を評価すべきであること、この要件は紹介率の問題であるから救急患者より紹介患者を増やすのが本筋であることなどの理由で輪番日に限定していた。

しかし、輪番日以外でも多くの救急患者を受け入れている実態が明らかになってきていること、国の平成19年7月の医療計画の通知において、「病院群輪番制において、輪番日であっても救急患者をほとんど受け入れない救急医療機関がある一方で、輪番日に係わらず多くの救急患者を受け入れている救急医療機関があることから、今後は活動の実態に即して救急医療機関としての役割を評価すべき」とされたことから、特に輪番日に限定する根拠は薄くなったものと考えられる。

従って、県としては、地域医療支援病院をなるべく承認していく方針であることから、基準を緩和し、輪番日に限定しないこととする。

(参考)

地域医療支援病院紹介率

$$\frac{\text{紹介患者の数} + \text{救急患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

現行の「初診患者の数」の定義

初診患者の総数から、救急医療事業（病院群輪番制病院の当番日及び救命救急センター）において休日又は夜間に受診した患者の数（緊急的に入院し治療を必要とした患者の数を除く。）を除いたもの。

改正後の「初診患者の数」の定義

初診患者の総数から、救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者の数（緊急的に入院し治療を必要とした患者の数を除く。）を除いたもの。